

漏水修繕の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦市水道事業給水条例（昭和34年三浦市条例第12号。以下「条例」という。）第21条第2項ただし書の規定により市長が費用を負担して行う給水装置（市長が管理する配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。以下同じ。）の修繕等について、必要な事項を定めるものとする。

(漏水修繕の範囲)

第2条 漏水修繕の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 配水管から市が貸与するメーター（以下この号において単に「メーター」という。）までの範囲。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては配水管から当該各号に定めるまでの範囲

ア メーターが建物内に設置されたものである場合（イ及びウに掲げるものを除く。）建物の基礎の手前

イ 増圧装置を有する給水装置で、メーターが建物内に設置されたもの（配水管から当該増圧装置までの間に止水栓を有するもの。）当該止水栓

ウ 増圧装置を有する給水装置で、メーターが建物内に設置されたもの（配水管から当該増圧装置までの間に止水栓を有しないもの。）当該増圧装置の基礎の手前

(2) 公共施設内の給水装置にあっては、第1止水栓までの範囲

(3) 子メーターが設置された給水装置にあっては、親メーターまでの範囲

(市長が行う給水装置の修繕等)

第3条 市長が費用を負担して行う給水装置の修繕等は、条例第18条第1項に規定する水道使用者等又は第三者の故意又は過失によらないものであって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 公道内の漏水修繕

(2) 私有地内の漏水修繕で次に掲げる条件を満たしたもの

ア 水道使用者等が給水装置修繕工事申込書を市長に提出していること。

イ 当該工事の申込者が土地所有者でない場合にあっては、当該土地所有者の同意があること。

(3) 第1号及び第2号に掲げる漏水修繕に伴い必要となる次に掲げる工事

ア 試掘工事

イ 掘削、埋戻し及び簡易舗装等の復旧工事

ウ 応急処置の工事

エ メーターの移設工事及びメーターボックスの交換工事

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(水道使用者等の負担)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる工事に要する費用については、水道使用者等の負担とする。

(1) 漏水修繕に伴う障害物の撤去

(2) 漏水修繕に伴い障害物を避けるために行う仮設切回し工事の復旧工事

(3) 漏水修繕に伴い必要となった特殊な機器を使用した工事

(4) タイル等の特殊舗装及び植栽等の復旧工事を除く原状回復工事

(5) 給水装置の布設替え及び次条の通知後の当該給水装置の修繕（市長が特に認めるものを除く。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、漏水修繕に伴い生じた特別な工事
(給水装置の布設替え)

第5条 公道以外に布設された給水装置について水道使用者等から給水装置修繕工事申込書の提出があった場合において、既に複数回の漏水修繕が行われている等修繕により漏水の改善が見込まれないと市長が認めるときは、市長は、水道使用者等に対し漏水修繕の対象外となる旨及び給水装置の布設替えが必要である旨を通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(三浦市水道事業漏水修繕実施要領の廃止)

2 三浦市水道事業漏水修繕実施要領（平成30年5月10日上下水道部長決裁）は、廃止する。